

# 緊急行動計画と取組内容の比較

緊急行動計画				太田川管内 関係機関の取組内容(案)	
実施する施策	今後の進め方及び数値目標等	国管理 河川該当 項目	都道府県 管理河川 該当項目	太田川 該当項目	黒: 協議会で現在取組中の項目 赤: 協議会に追加又は修正する項目 青: 協議会の取組に記載のない項目
<b>(1) 大規模氾濫減災協議会の設置</b>					
・大規模氾濫減災協議会の設置	・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。	○		○	・H28.6.1 「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設置 ・H30.3.29 上記協議会を改正水防法に基づく協議会へ移行
	・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。		○		
	・毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。	○	○	○	・毎年、出水期前に協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。
	・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。	○	○	○	・協議会の取組内容等について公表を行う。
<b>(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>					
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>					
・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。	○	○	○	・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。
	・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。	○	○	○	・毎年、出水期前に個別又は水防連絡会議等において連絡体制を確認。
・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) <small>(※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</small>	・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。	○		○	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの策定に着手
	・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、水害対応タイムラインを作成。		○		
	・毎年、出水期前に協議会において、市長村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。	○	○	○	・毎年、出水期前までに個別又は協議会等において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。
	・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	○	○	○	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等の発令基準の見直し
・水害危険性の周知促進	・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ。		○		
	・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。)		○		
	・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。		○		
・ICTを活用した洪水情報の提供	・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。	○		○	・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の情報発信
	・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。		○		
・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。	○	○	○	・各市町が管理する避難場所の収容人数を共有し、隣接市町村との連絡体制について調整を図る。
	・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。	○	○	○	・新たに避難場所、避難経路を整備する必要が生じた場合に調整を図る。
	・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。	○	○	○	・必要に応じて、広域避難の体制を関係機関と調整を図る。
	・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。		○		
・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。	○	○	○	・他水系のモデル施設における避難確保計画作成においてとりまとめた知見について必要に応じて協議会等の場で共有
	・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数)	○	○	○	・要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の促進
	・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。	○	○	○	・必要に応じて個別又は協議会等で進捗状況を確認。
	・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。	○	○	○	・平成29年8月10日に改訂済み
<b>② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>					
・水害ハザードマップの改良、周知、活用	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知		○		・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」をとりまとめ、順次作成・公表。
	・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。	○	○	○	・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して必要に応じて協議会等で情報提供
	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。	○	○	○	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知
	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。	○	○	○	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録。
・浸水実績等の周知	・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	○	○	○	・水害ハザードマップの訓練等への活用の促進
	・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。		○		
・防災教育の促進	・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。	○		○	・教育関係者等と連携し、指導計画を作成支援に着手
	・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)	○	○	○	・指導計画を関連市町村における学校に共有

# 緊急行動計画と取組内容の比較

緊急行動計画		国管理 河川該当 項目	都道府県 管理河川 該当項目	太田川 該当項目	太田川管内 関係機関の取組内容(案)	黒:協議会で現在取組中の項目 赤:協議会に追加又は修正する項目 青:協議会の取組に記載のない項目
実施する施策	今後の進め方及び数値目標等					
<b>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</b>						
・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<危機管理型水位計> ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。	○	○	-		
	・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。	○		-		
	・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(H29.11の緊急点検を踏まえH30年度までに約3000箇所)に設置)	○		○		・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する <b>危機管理型水位計</b> の整備
	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(H29.11の緊急点検を踏まえH32年度までに約5800箇所)に設置)			○		
	<河川監視用カメラ> ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。	○	○	-		
	・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。	○		○		・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する <b>河川監視用カメラ</b> 等の整備 ・河川のリアルタイム映像の提供設備の検討
・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。			○			
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800km(全国)を整備。	○		○		・堤防整備、高潮対策(浸透対策、パイピング対策、流下能力対策)
・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。				○		
・河川防災ステーションの整備	・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	○	○	-		
<b>(3) 的確な水防活動のための取組</b>						
<b>①水防体制の強化に関する事項</b>						
・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	○	○	○		・太田川本川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について水防管理者等や地域住民が参加する合同点検の実施
・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について広報を順次実施。	○	○	○		・水防活動に関する <b>広報の実施</b>
・水防訓練の充実	・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。	○	○	○		・リアリティのある水防訓練の実施
・水防団間での連携、協力に関する検討	・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。	○	○	○		・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認
<b>②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>						
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	○	○	○		・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を各施設管理者等へ情報伝達する体制を構築するための進め方を今後検討
・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	○	○	○		・浸水想定区域内にある市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に必要な対策の進め方を今後検討
<b>(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>						
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	○	○	○		・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認 ・排水施設の共有、排水手法の検討を踏まえた排水計画の作成 ・浸水想定区域内にある排水施設等について、施設の増強や耐水化等必要な対策の進め方を今後検討
・浸水被害軽減地区の指定	・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。	○	○	○		・浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地の調査方法について今後検討 ・浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地の調査方法について今後検討
<b>(5) 河川管理施設の整備等に関する事項</b>						
・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・平成32年度までに、優先的に整備が必要な区間約1,200km(全国)を整備。 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。 ・緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策約300kmを平成32年度目途で実施。	○		○		・堤防整備、高潮対策(浸透対策、パイピング対策、流下能力対策)
・流木や土砂の影響への対策	・H29.11の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等をH32年度のまでに約700箇所まで整備	○	○	-		
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	○		○		・堤防整備、高潮対策(浸透対策、パイピング対策、流下能力対策)
・ダム再生の推進	・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。	○	○	-		
	・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。	○	○	○		・必要に応じて検討
	・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。	○		○		・操作規則等の総点検の結果を踏まえて、必要に応じて運用を見直し。
	・水系ごとの治水・利水の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。	○		○		・必要に応じて調査を実施
	・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	○		○		・放流の制約となっている区間の河川改修を必要に応じて推進

# 緊急行動計画と取組内容の比較

緊急行動計画					太田川管内 関係機関の取組内容(案)	<small>黒: 協議会で現在取組中の項目</small> <small>赤: 協議会に追加又は修正する項目</small> <small>青: 協議会の取組に記載のない項目</small>
実施する施策	今後の進め方及び数値目標等	国管理 河川該当 項目	都道府県 管理河川 該当項目	太田川 該当項目		
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進> ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	○		○	・平成29年度までに対応が必要な施設の整備は完了している。	
	・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。		○			
	・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	○	○	○	・平成29年度までに対応が必要な施設の整備は完了している。	
	<確実な施設の運用体制確保> ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	○		-		
・河川管理の高度化の検討	・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発。	○		-		
	・平成30年から開発したドローンを順次配備予定。	○		-		
	・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。		○			
<b>(6) 減災・防災に関する国の支援</b>						
・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。		○			
・代行制度による都道府県に対する技術支援	・ダム の再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。		○			
・適切な土地利用の促進	・平成29年度中に、浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。	○	○	○	・H28.6.1 太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会にて提供済。	
	・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。	○	○	-		
	・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報に係る施策の最新情報を説明。	○	○	-		
・災害時及び災害復旧に対する支援	・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。	○	○	-		
	・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	○	○	-		
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	・平成29年中に、DIMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	○	○	-		